

【いじめの早期対応・組織的対応の流れ】

いじめの未然防止に向けた取組・いじめ防止対策委員会の取組

- ◇ 安心感のある学級経営及び部活動経営の充実 ◇ 授業中における生徒指導の充実
- ◇ 道徳教育及び学級活動の充実 ◇ 学校行事・生徒会活動の工夫 ◇ 情報モラル教育の充実
- ◇ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実 ◇ 支援の必要な児童生徒へのいじめ防止
- ◇ S O G I（性的指向・性自認）にかかる生徒へのいじめの防止
- ◇ 小学校、高校との連携の充実 ◇ 教師の人権意識の高揚と専門知識の習得

情報のキャッチ

- ◇ 教職員の気付き ◇ 同僚教職員からの報告 ◇ 被害生徒からの訴え ◇ 地域からの情報
- ◇ 「ジブンミカタプログラム」の回答・結果 ◇ 周囲の生徒からの訴え・報告
- ◇ 保護者からの訴え・報告

一次対応（初期対応）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| ◆ 被害生徒 | ◆ 加害生徒 | ◆ 関係する生徒 | ◆ 保護者 |
| ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の報告 |
| ◇ 安全確保 | | | ◇ 家庭への協力要請 |
| ◇ 心のケア | | | |

いじめ対策チームの編制

- 共同体制の確立（対策本部、被害者支援部、加害者指導部）
- 対応方針の決定（いつ、誰が、どのように対応するか）

西予市教育委員会

警察・関係諸機関

二次対応（短期対応）

- | | | | |
|--------------|-------------------|--------------|-----------|
| ◆ 被害生徒 | ◆ 加害生徒 | ◆ 学級での指導 | ◆ 保護者 |
| ◇ チームによる観察支援 | ◇ いじめの態様に応じた指導・支援 | ◇ 当事者意識の高揚 | ◇ 取組の経過報告 |
| ◇ 安全確保 | ◇ 心のケア | ◇ 共感的人間関係づくり | ◇ 情報交換 |
| ◇ 心のケア | | | |

三次対応（長期対応）

- | | | | |
|--------------------|-----------------|------------|----------|
| ◆ 被害生徒 | ◆ 加害生徒 | ◆ 学級での指導 | ◆ 保護者 |
| ◇ 継続的な観察支援 | ◇ 継続的な指導・支援 | ◇ 集団づくりの充実 | ◇ 定期的な連絡 |
| ◇ 心のケア | ◇ 心のケア | | ◇ 情報交換 |
| ◆ 全校での指導 | | | |
| ◇ 全教職員で生徒を見守る体制づくり | ◇ 「生活調査」の定期的な実施 | | |

いじめ問題の解決

心の居場所づくり・絆づくり